

相談事例

《相談の内容》

うつ病を患っている女性。街で見知らぬ人に声をかけられ「**1万円で姓名判断を**」と勧められ、営業所について行った。先生という人が姓名判断をした後、「**運勢が悪い、印鑑を持つと良くなる**」と強く言われ、**高額な印鑑**を購入した。そして「**先祖を知らないとお幸せにならない**」と言われ、**家系図**を購入、さらに「**家の間取りが風水で悪いと出ている**」と言われ、**水晶玉を買わされた**。しかし、病状は全く良ならず、効果が表れないので解約したい。

姓名判断で「運勢が悪い！」と言われ、高額の印鑑、家系図、水晶玉を次々買わされた！

《対応の内容》

街で声をかけて営業所などに誘い、商品やサービスの勧誘をする商法を「キャッチセールス」といいます。契約後、8日以内であればクーリングオフ（無条件解約）ができます。ただし、今回のように、当初の目的と異なるものを次々に勧めるような「不適切な勧誘」によって契約をしてしまった場合は、たとえ、8日以上経過していても「契約の取消し」（特定商取引法又は消費者契約法による）をすることが可能です。

身守りのポイント

心に病を持っている方は、不安な毎日を送っていることが多く、運勢アップや元気になるための商品を勧められると、安易に契約してしまいがちです。また、騙されたことにも気付きにくく、被害に遭っても恥ずかしくて誰にも相談できないことが多いようです。周囲の人達が、日頃から何でも話せる信頼関係を築いてあげるとともに「あなたが悪いのではない。騙した業者が悪い」と元気づけ、センターなどの専門機関へ相談に行くよう伝えましょう。また判断能力が低下している場合は、本人に代わって契約をする後見人を定める「成年後見制度」の利用も考えておくとういでしょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

〈連絡・問い合わせ先〉 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111